小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第３３号

徳島市津田本町３丁目２番56号
再生債務者　辻岡　正人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年９月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年１月６日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２０３号

札幌市清田区平岡２条１丁目４番12号　グリーンヒルＣ一102号
再生債務者　佐藤　智昭
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年１月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第７１号

堺市堺区出島町２丁７番51一403号
再生債務者　河辺貞雄こと　河邉　貞雄
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年１月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２５年（再イ）第１１号

兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番１一406号
再生債務者　今井　宏明
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月５日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５１号

大阪市阿倍野区三明町１丁目５番１号　三明ハイツ203号
再生債務者　三島　　怜
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月３日まで
4　一般異議申述期間　平成27年２月６日から平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第３号

高知県四万十市中村丸の内1824番地27
再生債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月４日まで
4　一般異議申述期間　平成27年２月12日から平成27年２月25日まで
高知地方裁判所中村支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第９号

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2621番地６
再生債務者　市橋　茂樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月28日まで
平成27年１月７日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再ロ）第７号

大阪府泉佐野市長滝2117番地の３
再生債務者　森　　真弓
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年２月３日まで
平成27年１月６日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

北海道河東郡士幌町字士幌幹西１線171番地28
再生債務者　木幡　真依
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月７日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２６年（再ロ）第１００００９号

東京都八王子市大楽寺町105番地８
再生債務者　朴　　永嫩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月７日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第３号

徳島県徳島市大原町中須151番地の７
再生債務者　増田　秀司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月６日　　徳島地方裁判所民事部

無縁墳墓等改葬公告

沖端川河川激甚災害対策特別緊急工事のために無縁墳墓等について、改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成27年１月16日　　福　岡　県
1　墳墓等所在地　福岡県柳川市新船津町28番地
1　墳墓等の名称　不詳
1　死亡者の本籍及び氏名　不詳
1　改葬を行おうとする者　福岡県大牟田市小浜町24番地１　福岡県南筑後県土整備事務所長　吉瀬　幸一

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年四月三日
掲載頁　六十三頁（号外第七十六号）
(乙)　http://www.welcome-shibuyaikebukuro.com
平成二十七年一月十六日
東京都港区三田二丁目二番一五号
(甲)　株式会社モデルズ
代表取締役　野元　大介
東京都港区新橋六丁目二〇番一号　ルネ・グラシエルＢＬＤ　Ｇ'　一三〇一
(乙)　株式会社ＷＳＩ
代表取締役　藤本　勇助

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、こは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(こ)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十六日
掲載頁　九十二頁（号外第一一四号）
平成二十七年一月十六日
東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号
(甲)　株式会社ライフコーポレーション
代表取締役　岩崎　高治
東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号
(こ)　日本フード株式会社
代表取締役　高橋　典久